

めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成27年12月2日～平成27年12月31日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>P15の表4は、牛、羊、豚、鳥で分けた方が望ましいのではないかと考える。（プリオンの種の壁現象について考えた場合、ここでこの4種のクロス表がある事が望ましい。）</p> <p>また、飼料規制が極めて重要であるという見解には同意である。飼料規制が行なわれて後のめん羊及び山羊については動物由来たん白質が飼料として使われていないので、リスクはあまり大きくないと考える。</p> <p>SRMについては望ましくは脊柱も含むべきであると考え、反すう動物に関しては日本では肉骨粉として使われない様なので考慮しなくて良いの</p>	<p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>表4につきましては、OIE基準を踏まえ、各国は少なくとも反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与を禁止しているとの飼料規制の状況を、まとめた形で記載させていただいております。</p> <p>なお、めん羊及び山羊の評価に当たっては、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊の肉及び内臓等の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJDの発症は考えがたいと評価したものです。</p> <p>また、現時点において、豚及び鶏に</p>

<p>ではないかと考える。(と同時に、OIE、ブラジルにおいてこれが豚・鳥に与えられている事に若干の不安を抱くものである(新型のプリオンが発生した場合などに被害が出る可能性に対する危惧から)。)</p> <p>結論としては、5.まとめの内容に対して特に異論は無い。</p>	<p>については、プリオン病の存在は報告されておられません。</p>
--	------------------------------------

※いただいた御意見については、原文のまま記載しています。